

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	施設の構造設備の基準適合命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	旅館業法第 7 条の 2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	<p>旅館業法第 7 条の 2 旅館業法施行令第 1 条、第 2 条 旅館業法施行規則第 5 条</p>
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、営業の施設の構造設備が 1、2 の基準に適合しなくなったと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>1 構造設備の基準</p> <p>(1) 規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 客室の数は、10 室以上であること。</p> <p>② 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>イ 一客室の床面積は、9 平方メートル以上であること。</p> <p>ロ 寝具は、洋式のものであること。</p> <p>ハ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。</p> <p>ニ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。</p> <p>③ 和式の構造設備による客室は、(2)②に該当するものであること。</p> <p>④ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。</p> <p>⑤ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>⑥ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。</p> <p>⑦ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>⑧ 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。</p> <p>⑨ 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。</p> <p>⑩ 当該施設の設置場所が法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設 (以下「第一条学校等」という。) の敷地 (これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。) の周囲おおむね 100 メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。</p>

- ⑪ その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- (2) 旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- ① 客室の数は、5室以上であること。
 - ② 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ7平方メートル以上であること。
 - ③ 洋式の構造設備による客室は、1②に該当するものであること。
 - ④ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
 - ⑤ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - ⑥ 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
 - ⑦ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - ⑧ 適当な数の便所を有すること。
 - ⑨ 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
 - ⑩ その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- (3) 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- ① 客室の延床面積は、33平方メートル以上であること。
 - ② 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。
 - ③ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - ④ 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - ⑤ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - ⑥ 適当な数の便所を有すること。
 - ⑦ その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- (4) 下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- ① 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - ② 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - ③ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - ④ 適当な数の便所を有すること。
 - ⑤ その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2 構造設備の基準の特例

ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては（①～⑤）、1(1)から(3)までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

- ① キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- ② 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- ③ 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- ④ 農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設

	<p>⑤ 次に掲げる要件の全てに該当する施設</p> <p>イ 文化財保護法第 144 条第 1 項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内に在ること。</p> <p>ロ 文化財保護法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（ハにおいて「伝統的建造物」という。）であること。</p> <p>ハ 伝統的建造物としての特性を維持するため、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（ニにおいて「玄関帳場等」という。）を設けることが困難であること。</p> <p>ニ 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</p> <p>ホ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 34 第 5 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	旅館業の許可取消し、営業停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	旅館業法第 8 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	旅館業法第 8 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は法第 3 条第 2 項第 3 号に該当するに至ったときは、旅館業の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>(1) 刑法第 174 条、第 175 条又は第 182 条の罪</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する罪（同法第 2 条第 4 項の接待飲食等営業に関するものに限る。）</p> <p>(3) 売春防止法第 2 章に規定する罪</p> <p>(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 2 章に規定する罪</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 37 第 6 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日